平成18年那審第37号

水上オートバイ マーメイドⅠ被引ゴムボート（船名なし）乗客負傷事件

言 渡 年 月 日　平成19年12月20日
審　　判　　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（西林　眞，岩渕三穂，黒田敏幸）
理　　事　　官　上原　直
受　　審　　人　A
　職　　名　マーメイドⅠ船長
　操 縦 免 許　小型船舶操縦士
損　　害　乗客1人が右側顎関節突起骨折，開口障害等
原　　因　乗客に対する安全確保についての指示不十分，過大な速力で急旋回したこと

主　　文

本件乗客負傷は，被引ゴムボート遊走時の乗客に対する安全確保についての指示が十分でなかったばかりか，過大な速力で急旋回し，同ボートが転覆して乗客同士が激しくぶつかったことによって発生したものである。

受審人Aを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

1　事件発生の年月日時刻及び場所

平成17年9月16日15時07分
沖縄県水納島北側沖合
（北緯26度39.15分　東経127度48.72分）

2　船舶の要目等

(1)　要　目

船　種　船　名　水上オートバイ マーメイドⅠ
総　ト　ン　数　0.1トン
登　　録　　長　2.64メートル
機 関 の 種 類　電気点火機関
出　　力　73キロワット

(2)　設備及び性能等

ア　マーメイドⅠ

マーメイドⅠ（以下「マ号」という。）は，平成14年10月にB社が製造したＪＴ900Ｂ型と称する，乗艇定員3人のウォータージェット推進式ＦＲＰ製水上オートバイで，艇体中央部の座席に跨乗（こじょう）し，Ｔ字形ハンドルを握って操縦するようになっており，ハンドル左グリップに機関の始動ボタンと停止ボタンが，同右グリップにスロットルが，ハンドル中央部前面の艇体にデジタル表示式の速力計，機関回転計，燃料計などを一体化したマルチファンクションメーターがそれぞれ取り付けられていた。

イ　被引ゴムボート

被引ゴムボートは，バナナ型のゴム製浮体が双胴となった長さ4.62メートル（m）最大幅1.82mの8人乗り遊具（以下「双胴バナナボート」という。）で，直径0.58mの円

筒形浮体2本を前方と後方で結合して楕円状に形成した本体と，中央下部の本体の内側を密着するとともに足置きとなる幅0.22ｍの付属浮体，及び本体両側下部の密着した直径0.33ｍの足置きを兼ねた付属浮体から成り，本体上部には片側4枚計8枚の着座シートが0.65ｍ間隔で張られ，各シートの前方に化学繊維製の持ち手が取り付けられていた。そして，着座シートに跨って両足を足置きに乗せた乗客が持ち手に両手でつかまり，本体前端下部の左右に設けたリングに取り付けた曳航索でマ号に引かれ，バランスをとりながら海上を遊走する爽快感や落水などのスリルを楽しむものであった。

ところで，双胴バナナボートは，単胴型と比べると幅が広く安定性に優れているものの，速力を時速約30キロメートル（対地速力，以下「キロ」という。）前後として旋回した場合，急旋回，搭乗者全体のバランスの外側への偏り，あるいは風浪の影響などによって，大きく傾斜して乗客が落水又はボート自体が転覆することがあり，搭乗者には救命胴衣とともにヘッドギア等の頭部保護具を着用させるよう取扱説明書に記載されていた。

3　水納島

水納島は，沖縄島本部半島の西方沖合約3海里に位置し，北東岸全域が長さ約1,000ｍの砂浜を形成する，さんご礁帯に囲まれた三日月状の小島で，砂浜のほぼ中央部に沖縄島渡久地港からの旅客船などが着桟するための突堤と桟橋，桟橋の北側に防波堤をそれぞれ設け，突堤より北西側の砂浜が主に海水浴場として利用され，夏期には数社のマリンレジャー業者が営業しており，海水浴場北西の400ないし700ｍ沖合のさんご礁帯に囲まれた範囲が主に双胴バナナボート等浮体遊具の遊走水域となっていた。

4　Ｃ社の業務及び安全管理状況

Ｃ社は，水上オートバイ2隻と双胴バナナボート2台のほか，Ｕチューブ及びビスケットと称する浮体遊具を各2台など所有し，水納島での営業期間を毎年4月末から10月末までの間として，通常スタッフはＡ受審人のほか社員3人で，7月から9月の繁盛期には数人の短期アルバイトをスタッフに加え，主に浮体遊具での遊走を提供する業務を行っており，双胴バナナボートの場合は前示遊走水域で蛇行したり，旋回しながら約15分間遊走するもので，乗客が奇数人だったり子供が多いときにはスタッフを同乗させるようにしていた。

そして，Ｃ社は，水上オートバイで双胴バナナボートを曳航する場合の基準速力を20キロとし，担当する船長に対して，遊走中のバランスの取り方や，落水時やボートが転覆したときにはすぐに持ち手を離すことなどの安全確保上の注意事項を，遊走開始前に口頭で乗客に説明するよう指示していたが，乗客には救命胴衣のみの着用で，ヘッドギア等の頭部保護具を着用させていなかった。

5　事実の経過

マ号は，Ａ受審人が1人で乗り組み，乗客8人を乗せた双胴バナナボートを長さ約16ｍの曳航索で船尾に引き，遊走の目的で，平成17年9月16日15時00分水納島灯台（以下「灯台」という。）から322度（真方位，以下同じ）600ｍの地点にあたる砂浜を発進し，砂浜北西方沖合の遊走水域に向かった。

乗客は，同月14日より福岡県から沖縄観光に来ていた大学生グループ10人のうち，男性5人女性3人の計8人で，旅行業者の薦めで旅行最終日の同月16日午後水納島に到着して海水浴を楽しむうち，事前に予約していなかった双胴バナナボートに搭乗することになったもので，バナナ型ボートに搭乗するのは全員初めてであった。

ところで，Ａ受審人は，双胴バナナボートの遊走にあたり，船長として曳航中の同ボート

を転覆させることが1年間に5回程度あったが，順番待ちの客で混み合っていたこともあって，これまでの転覆で負傷した乗客がいなかったから大丈夫と思い，乗客のバナナ型ボートへの搭乗経験を確認しなかったばかりか，遊走中に悪ふざけをしないこと，旋回中は内側に体重をかけるといった全員でのバランスの取り方，及び落水時や転覆したときにはすぐに持ち手を離さないと隣同士でぶつかったり無理な体勢になったりして負傷する危険性があることなど，乗客に対する遊走中の安全確保についての注意事項を十分に指示しないまま，救命胴衣を着用した客を順次搭乗させた。

A受審人は，前示発進地点から突堤に沿って北東方へ低速力で進行し，15時01分灯台から329度650mの地点に達したとき，大きく左転して針路を297度に定め，直ちに増速しながら遊走水域に向かい，乗客が若者ばかりだったのでスピード感とスリルを楽しませようと，平素よりも過大な35キロとして続航し，遊走水域に入って蛇行したとき双胴バナナボートの後部に着座していた乗客2人を落水させ，一旦停留して両乗客を同ボートに揚収したのち，遊走を再開した。

こうして，マ号は，遊走水域に他船がなく，海面も穏やかな状況のもと，15時06分少し前灯台から307度1,150mの地点から旋回径160mばかりで左旋回を行い，次いで右旋回するために35キロの速力で大きく転舵したところ，乗客全体のバランスが内側にかかっていなかったこともあってか，15時07分灯台から305度1,200mの地点において，双胴バナナボートが急激に左側に傾きながら船首左舷側から沈み込む状態となって転覆し，乗客全員が同ボートの左舷側後方に落水したとき，持ち手を離して落水する時期の違いから，最前部左舷側に座っていた女性客の上に右隣に座っていた男性客が落ち，男性客の腰部が女性客の顎に激しくぶつかった。

当時，天候は晴で，風力1の北北東風が吹き，さんご礁帯内の海上は穏やかであった。

A受審人は，双胴バナナボートの転覆に気付いて引き返し，女性客1人が顎のあたりから流血しているのを認め，同客をマ号の後部に乗せて発進地点に戻り，C社のスタッフとともに事後措置にあたった。

女性客は，大学生グループとともに沖縄島に戻り，最寄りの病院で切り傷を縫合するなどの応急手当を受けたのち，地元に帰って病院の再診察を受けた結果，約3週間の入院治療を要する右側顎関節突起骨折及び開口障害等と診断された。

また，C社は，本件後，双胴バナナボートの遊走にあたっては，乗客に頭部保護具を着用させるとともに，定員一杯まで乗せないようにしたうえ，遊走前の乗客への指示を徹底し，基準速力を厳守させるなどの再発防止策を講じた。

（本件発生に至る事由）

1　乗客にヘッドギア等の頭部保護具を着用させていなかったこと

2　乗客全員がバナナ型ボートへの搭乗が初めてであったこと

3　双胴バナナボートの遊走にあたり，これまでの転覆で負傷した乗客がいなかったから大丈夫と思い，乗客に対する安全確保についての指示が十分でなかったこと

4　乗客が若者ばかりだったのでスピード感やスリルを楽しませようと，過大な速力で遊走したこと

5　右方に大きく転舵し，急旋回中の双胴バナナボートが転覆したこと

6　落水時期の違いから，女性客の上に隣に座っていた男性客が落ちる状態となったこと

（原因の考察）

双胴型バナナボートは，証拠により，8 人乗せて通常の右旋回を行った場合，搭乗者の体重を船体中央にかけたときには，33 キロで旋回を始めても安定した状態で旋回したのに対して，搭乗者の体重を外側にかけたときには，25 キロで始めるとボートが大きく傾いて半数が落水し，34 キロで始めるとボートが急激に傾き船首が沈み込みながら転覆に至り，右舵一杯として急旋回した場合，同者の体重を船体中央にかけても 25 キロで始めるとボートが傾いて 2 人が落水したという結果が得られ，搭乗者の体重を内側にかけた場合の見分は行われていないものの，過大な速力で急旋回したとき，乗客全体のバランスが内側にかかっていない場合には，転覆に至ると考えるのが妥当である。

一方，双胴型バナナボートの転覆と乗客の負傷との関係について考えると，「同ボートを転覆させることが 1 年間に 5 回程度あったが，これまで負傷した乗客はいなかった。」こと及び「20 ないし 30 キロで遊走中，乗客の体重のかけ方や風浪などの影響で年間約 10 回転覆することがあるが，負傷者はいない。」ことにより，本件時にも他の乗客は負傷していないことから，転覆によって必ず乗客が負傷するということではない。

以上のことから，本件は，双胴バナナボートの遊走にあたり，旋回中の乗客全員でのバランスの取り方，及び落水時や転覆したときにはすぐに持ち手を離さないと隣同士でぶつかったり無理な体勢となって負傷する危険性があることなど，乗客に対する安全確保についての注意事項が十分に指示されていれば，乗客全員がバナナボートへの搭乗が初めてであったとしても，転覆して落水する際に負傷する危険性を認識することは可能であり，落水時期の違いから，女性客の上に隣に座っていた男性客が落ちる状態となることは防止でき，発生していなかったものと認められる。

したがって，A受審人が，双胴バナナボートの遊走にあたり，これまでの転覆で負傷した乗客がいなかったから大丈夫と思い，旋回中の乗客全員でのバランスの取り方，及び落水時や転覆したときにはすぐに持ち手を離さないと隣同士でぶつかったり無理な体勢となって負傷する危険性があることなど，乗客に対する安全確保についての注意事項を十分に指示しなかったばかりか，乗客が若者ばかりだったのでスピード感やスリルを楽しませようと過大な速力で遊走し，右方に大きく転舵して急旋回中の同バナナボートを転覆させたことは，本件発生の原因となる。

C社が，乗客にヘッドギア等の頭部保護具を着用させていなかったことは，同保護具不着用と負傷との間に明確な関係が認められず，頭部保護具の着用を義務付けた法規制などが行われていないことから，本件発生の原因とするまでもないが，再発防止策を励行し，乗客の安全確保を第一とした業務を遂行するよう要望する。

（海難の原因）

本件乗客負傷は，沖縄県水納島北側沖合において，双胴バナナボートを曳航して遊走するにあたり，乗客に対する安全確保についての指示が十分でなかったばかりか，過大な速力で急旋回し，同ボートが転覆して落水時期の違った乗客同士が激しくぶつかったことによって発生したものである。

（受審人の所為）

A受審人は，沖縄県水納島北側沖合において，双胴バナナボートを曳航して遊走を開始する場合，同ボートを転覆させることが 1 年間に 5 回程度あったのであるから，旋回中のバランス

の取り方及び落水時や転覆したときにはすぐに持ち手を離すことなど，乗客に対する安全確保についての指示を十分に行うべき注意義務があった。ところが，同人は，これまでの転覆で乗客が負傷したことがなかったので大丈夫と思い，乗客に対する安全確保についての指示を十分に行わなかった職務上の過失により，双胴バナナボートが転覆したとき，落水時期の違った乗客同士が激しくぶつかる事態を招き，乗客１人に右側顎関節突起骨折及び開口障害等を負わせるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第４条第２項の規定により，同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。